

平成 27 年（2015 年）1 月 8 日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市国民健康保険運営協議会

会長 一圓 光彌 (印)

委員 小林 亮介 (印)

委員 田中 こう (印)

平成 27 年度国民健康保険税の改定について(答申)

平成 26 年（2014 年）10 月 30 日付け、宝塚市諮問第 19 号にて諮問のあった標記のことについて、平成 26 年 10 月 30 日、11 月 20 日、12 月 5 日及び 12 月 24 日の 4 回にわたり、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回の保険税の見直しについては、厳しい経済状況の下で市民に負担を求めることとなることを踏まえ、審議の過程で市より説明のあった減免制度について減免対象世帯の拡大を条件とするとともに、より一層被保険者の生活実態の把握に努め、引き続き口座振替の勧奨や休日納税相談を実施するなど親切丁寧な納付勧奨や拡充される減免制度の周知を徹底するなど、納税しやすい環境づくりに努めることを求めるものである。また、増え続ける医療費の適正化のため、特定健診の受診率向上や健康づくりによる疾病予防対策の取組み、レセプト点検等による頻回・重複受診の防止の広報及び後発医薬品差額通知など、国民健康保険事業全般において支出の削減に努めることにより、市民の生命と健康を支える社会保障の仕組みとしての国民健康保険事業の安定的な運営を求めるものである。

平成 28 年度以降の対応については、引き続き国庫負担割合の引上げを求め、来年度における収支予測の状況を見て検討すべきである。

記

答 申

1 平成27年度国民健康保険税を次のとおり改定することが適当である。また、各賦課限度額については、平成28年度以降も次のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎課税分

所得割税率について、現行5.70%を6.40%に改定すること。

平等割額について、現行22,800円を21,100円に改定すること。

均等割額について、現行18,500円を24,500円に改定すること。

賦課限度額について、現行510,000円を地方税法施行令第56条の88の2第1項に規定する額に改定すること。

(2) 後期高齢者支援金等課税分

所得割税率について、現行2.00%を2.40%に改定すること。

平等割額について、現行7,000円を6,400円に改定すること。

均等割額について、現行8,600円を8,900円に改定すること。

賦課限度額について、現行140,000円を地方税法施行令第56条の88の2第2項に規定する額に改定すること。

(3) 介護納付金課税分

所得割税率について、現行2.30%を2.60%に改定すること。

平等割額について、現行5,200円を5,300円に改定すること。

均等割額について、現行9,600円を10,100円に改定すること。

賦課限度額について、現行120,000円を地方税法施行令第56条の88の2第3項に規定する額に改定すること。

答 申 理 由

国民健康保険制度は、社会保障の一環として実施されており、農業や自営業の人、退職された人、無職の人、その他被用者保険に加入していないすべての人を対象とし、市町村の単位で実施される公的保険で、国民皆保険体制の中核をなす重要な役割を担っている。昨今の国民健康保険制度を取り巻く環境は、加入者の高齢化及び医療技術の高度化に伴う医療費の増加や、景気の低迷などにより失業者の加入増加が見込まれるなど、全国的にも厳しい財政運営となっている。

本市も例外ではなく、保険給付費等が恒常的に増加する中で、平成 17 年度と平成 24 年度の 2 度保険税率の改定を実施したものの保険税率の据え置きが長く続き、現時点では阪神間各市と比較して最も低い水準となっていることや、賦課限度額についても法定限度額以下の設定が続いたことにより、結果として平成 25 年度末の累積赤字額は約 16 億 6 千万円となっている。今後も国民健康保険制度を取り巻く厳しい環境を考慮すると、このままではさらに累積赤字が増大していくことが予測され、危機的な状況にあると言える。

そのようなことから、市は保険者として、当協議会が昨年 3 月に答申した国民健康保険事業経営健全化プランを尊重した上で、これ以上累積赤字を増やさないことを基本方針とし、平成 26 年度の単年度赤字は一般会計から繰り入れ、被保険者の負担増を抑制するためその 2 分の 1 については平成 27 年度に保険税の改定を行うとともに、保険税の改定に際しては、同プランの中で当協議会が指摘した医療分の所得割、平等割、均等割の比率を国が示す比率基準に準拠し、また、賦課限度額については、地方税法施行令の改正に合わせて改定するよう諮問した。

これを受け当協議会は、被保険者の税負担の現状と今後の市の厳しい財政状況も考慮しつつ、国民健康保険財政の安定化・健全化を図るためには、諮問書のとおり国民健康保険税の改定及び賦課限度額の改定を行うことが妥当であると判断した。ただし、医療分の所得割、平等割、均等割の比率については、被保険者の多い世帯への影響を考慮し、50 : 17 : 33 の比率で算出した額を是とした。